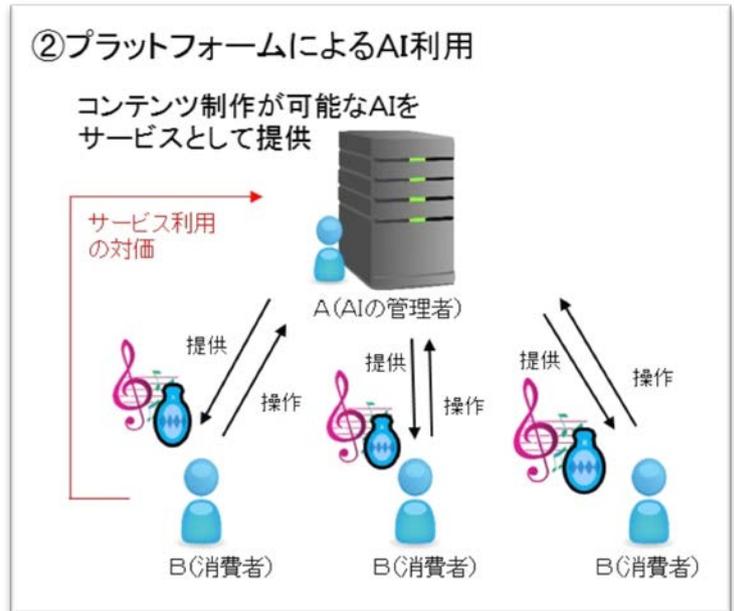


## 【資料】AI 作曲サービス「JukeDeck」の概要について

### ◆「JukeDeck」とは

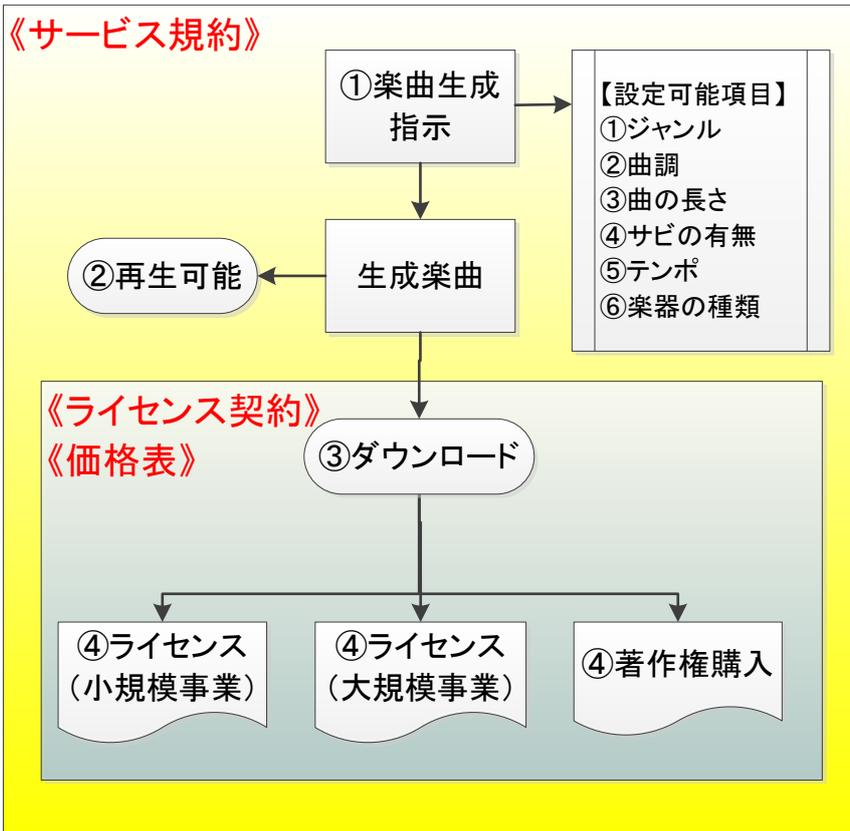
ケンブリッジ大学で生まれた  
ニューラルネットワークを用いた作曲 AI。  
現在は英国で法人化し、Web プラットフォーム  
にて作曲 AI サービスを商用提供しています。



(上図: 次世代知財システム検討委員会報告書引用)

([http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho\\_hyoka\\_kikaku/2016/jisedai\\_tizai/hokokusho.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/jisedai_tizai/hokokusho.pdf))

### ◆「JukeDeck」のビジネス概要



#### ◆非登録ユーザー

- ①自らの設定に基づく音楽生成は可能。
- ②生成楽曲の再生可能  
※第三者の曲も可能

#### ◆登録ユーザー

- ③ダウンロード時にライセンスを選択し、対価を支払い、DL。
- ④ライセンスに基づく、楽曲使用が可能。

## ①サービス規約の抜粋 (<https://www.jukedeck.com/terms-and-conditions>)

条項	参考和訳	ポイント
1-1	本規約は、ユーザーが本ウェブサイトおよびウェブアプリ「JukeDeck」を使用する条件を規定しています。本規約は非登録ユーザーによる使用でも適用されます。また登録ユーザーが生成された楽曲にアクセス・ダウンロードする場合も適用されます。	ユーザー登録時には、「規約に同意する」が表示される。
9-1	登録ユーザーは本規約に従い、楽曲をDLし、使用することが出来ます。当該DLにより、ユーザーとJukeDeckはライセンス契約を締結することとなります。	ライセンス契約は別に定めている。
9-3	楽曲DLの前に、ユーザーは請求された料金を支払う必要があります。	楽曲のDL行為を、有償としている。
10-1	楽曲に関する全世界のあらゆる知的財産権(著作権および関連権利を含む)は、JukeDeckに帰属します。ただし、ユーザーが著作権購入した場合をのぞきます。	全世界の知財権はJukeDeckに帰属する。
10-2	楽曲に関するあらゆる知的財産権について、ユーザーはJukeDeckに譲渡するものとします。また、ユーザーは楽曲について、英国著作権法(CDPA1988)および類似する世界各国の法律にもとづく、現在および将来有し得るあらゆる人格権を放棄するものとします。	ユーザーが所有し得る権利を譲渡させ、著作者人格権については、放棄させている。
10-3	第三者が楽曲について、ユーザーを権利侵害で訴えた時は、JukeDeckは次の対応をとり得ます。 ① 楽曲を継続使用できるように権利確保を行う。 ② 楽曲を非侵害になるように修正する。 ③ 楽曲を非侵害の楽曲に交換する。 なお、ユーザーが②または③を受け入れない場合は、楽曲使用を停止し、楽曲流通を排除するように努め、楽曲に対して支払った対価の払い戻しを受けるものとします。	楽曲による第三者権利の侵害に対して一定の対応を行う。 ただし、補償内容は限定的。
11-3	① JukeDeck や楽曲について、一般的保証等を行わない。但し、適用法で義務付けられている場合は除く。 ② 本規約で明記している場合(10条3項)を除き、損害賠償等の責任は一切負わない。	基本的に非保証・免責。一般的なソフトウェアの保証と同様。
11-5	あらゆる場合において、損害賠償額の上限は楽曲について支払った対価を上限とする。	
18	準拠法・専属的裁判管轄はイングランドとウェールズ	CDPA1988に準拠。

## ②ライセンス契約の抜粋 (<https://www.jukedeck.com/licensing>)

条項	参考和訳	ポイント
前文	本サイトの使用またはライセンス購入によって、お客様は本ライセンス契約に拘束されることとなります。	
2-1	楽曲のダウンロード時に、①個人、②小規模事業・非営利、③大規模事業のいずれかのライセンスまたは④著作権の購入を選択しなければならない。	DL 時点でライセンスの種類を選択。
3-1	<b>【①個人・②小規模事業・非営利】</b> ・非独占、全世界、ロイヤルティフリー、永久、数量限定なしの商業使用、非商業使用可能なライセンス。 ・お客様は、個人、10人未満の事業者または非営利組織である必要があります。	・基本的にライセンス条件は同じ。 ・ライセンスは無償としている。
3-2	<b>【③大規模事業の場合】</b> ・非独占、全世界、ロイヤルティフリー、永久、数量限定なしの商業使用、非商業使用可能なライセンス。 ・お客様は個人でもあらゆる事業規模でも使用可能	同上
3-3	<b>【①～③のライセンスにおける共通条件】</b> ・楽曲を再販売することは禁止。 ・Youtube で使用することは出来るが、楽曲の権利は JukeDeck が留保する。 ・楽曲やタイトル等の権利は JukeDeck が保有。	楽曲の権利自体は、JukeDeck が留保する為、楽曲単独の販売などは、許諾対象外。
3-4	・著作権の購入をした場合、一切の制限はない。	譲渡時は制限なし。

## ③DL の価格表 (<https://www.jukedeck.com/pricing>)

	個人・小規模事業・非営利 ライセンス		大規模事業 ライセンス	著作権譲渡
価格	無償	0.99 \$	21.99 \$	199 \$
条件	※タイアップ表記	なし	なし	なし

※JukeDeck は、あらゆる箇所で「楽曲の使用料(ロイヤルティ)は無償です」と記載している。

⇒「A royalty free license for…」

※タイアップ表記 「[Music from Jukedeck – create your own at http://jukedeck.com.](http://jukedeck.com)」

## ④内容分析

AI生成物に対する判例や立法が無い現状において、既に AI 作曲サービスを提供している「JukeDeck」の利用規約やライセンス契約の内容を検討し、内容分析を行いたく考えています。

### A) 準拠法について

◆英国法(CDPA1988)は、コンピュータ生成物(Computer generated work)の著作権帰属を定めている唯一の法律。

※ただし、AI 生成物について、どのような判断がなされるかは分からない。

### B) 著作権の帰属について

◆英国法準拠であるが、AI 生成楽曲の著作権帰属がどのように判断されるか不確定であるため、規約において、著作権をユーザーから JukeDeck に譲渡させている。

◆また、ユーザーが得うる人格権については全世界において放棄させている。

### C) JukeDeck の有償対価について

◆ライセンス料は無償とし、JukeDeck における DL 行為を有償としている。

※ただし、ライセンスの種類に応じた DL 料金としている為、実質的にはライセンス種類に応じた料金設定となっている。

◆生成楽曲の著作権帰属が不明瞭であるため、楽曲のライセンスではなく、自らの「JukeDeck」の利用料とすることで、法的リスクを下げていると考えられる。

### D) 規約・契約に縛られない第三者との関係

◆本規約・契約において縛られるユーザーとは異なり、ユーザーのコンテンツを享受した第三者については、規約・契約で縛ることができない。

## 【私見】

現状、唯一コンピュータ生成物を定めている英国法が AI 生成物の著作権については、扱いやすい法律であると考えられる。ただし、英国法も本論点に関する少なく、法的予測は充分であるとは言えない。従って、AI 生成物の著作権が JukeDeck に無いと言われた場合でも対応し得るように、規約において著作権の譲渡、人格権の放棄(日本では権利不行使)、有償対価の設定などについて、何重にも保険をかけた規約を作っていると考えられる。

なお、本規約・契約に縛られない第三者に対する制限は、現状では難しいと考えられる。

## ※免責・非保証

・本資料内容は JukeDeck による正式なサービス紹介、規約・契約の和訳ではなく、個人が作成した参考資料となります。

・本資料の内容について、一切の保証および責任を負うことは致しかねます。